

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月26日(水) 14時00分～15時20分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会 長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委 員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	崇 訓親	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇			14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一
	19番	渡邊 直行			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	—————	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	—————	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第8号 農地法第4条の許可事業計画変更申請について
 議案第9号 農地法第5条の許可事業計画変更申請について
 議案第10号 非農地証明申請について
 議案第11号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分)
 議案第12号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)
 審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

第2 議案(報告事項)

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について
 報告第8号 農地改良届出による通知について
 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 その他 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸
 事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 藤原 靖子 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 議事録署名は4番・植原宗哉委員、5番・山田清委員にお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は16名です。
議 長	それでは、これから申請に基づく議題に入ります。 議案書の方をご覧ください。 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第5号、申請番号12番から21番までを議案書をもとに説明） 申請番号12番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木梨の2筆、現況地目は田、面積は合計で505㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、2月4日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号13番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は231㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では、野菜と花を栽培する申請となっております。 申請番号14番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は638㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では野菜と柑橘を栽培する申請となっております。 申請番号13番と14番の申請については、2月10日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号15番、権利の種類は5年間の使用貸借権の設定です。 申請地は御調町大山田の計4筆、現況地目は田、面積は合計で1,294㎡です。 貸し渡し理由は遠隔地につき耕作不能、借り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では一部畑にして、自家消費用の野菜と水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、2月5日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号16番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は向東町の計2筆、現況地目は畑、面積は合計で811㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規就農者としてです。 なお、当該農地では柑橘とお茶を栽培し、インターネットで販売する申請となっております。 申請番号17番、権利の種類は交換による所有権移転です。 交換する土地は、このあと議案第10号でご審議をいただきます、非農地証明申請の土地になっております。 申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は155㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。

申請番号１６番と１７番の申請については、２月５日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で、１６番は譲受人立ち合いのもと現地調査を行いました。

申請番号１８番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は向島町の１筆、現況地目は畑、面積は１８０㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、２月５日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号１９番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島大浜町の１筆、現況地目は畑、面積は７９３㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は相手方の要望によるです。
なお、当該農地では、柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、２月６日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号２０番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町福田の２筆、現況地目は畑、面積は合計で２３０㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号２１番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町垂水の１筆、現況地目は畑、面積は８６９㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
申請番号２０番と２１番の申請については、２月７日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号１２番から２１番までにつきましては、農地法第３条第２項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号１２番から２１番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第６号、農地法第４条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

（議案第６号、申請番号１番を議案書をもとに説明）

	申請番号１番、所在は高須町の１筆、地目は田、農振農用地区域外、３７６㎡の転用計画です。 申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第２種農地に該当します。 転用目的は貸駐車場用地で、駐車場３区画が設置されています。 申請人は以前から貸駐車場として使用しているというものです。 なお、申請地は既に駐車場としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。 この申請については、２月５日、渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。 議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明のある方は挙手をしてください。 （補足説明、質問、意見なし） ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号１番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （挙手多数） 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
議 長 事務局	次に、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 それでは、議案第７号、農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第７号、申請番号３２番から５１番までを議案書をもとに説明） 申請番号３２番、申請内容は売買による所有権の移転です。 所在は栗原町の１筆、地目は畑、農振農用地区域外、１００㎡の転用計画です。 申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他２種に該当します。 転用目的は宅地拡張で、駐輪場、子供の遊び場が設置されています。 譲受人は、この度転居のため、申請地を取得し、子供の遊び場、駐輪場として使いたいというものです。 この申請については、２月４日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号３３番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。 所在は栗原町の２筆、地目は田・畑一筆ずつ、農振農用地区域外、合計２２１㎡の転用計画です。 申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他第２種に該当します。 転用目的は一般住宅用地で、住宅１棟、建築面積１０６．８２㎡、合併浄化槽が計画されています。 譲受人は譲り渡し人の息子であり、この度申請地を無償で借り受け、住宅を建築したいというものです。 この申請については、２月４日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号34番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は木ノ庄町木門田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、計856㎡の転用計画です。
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル180枚、発電量49.5kwが計画されています。
譲受人は福山市に本店を置く主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として売電したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。
この申請については、2月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号35番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。
所在は西藤町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計519㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。
転用目的は保育所園庭で、園庭、遊具が計画されています。
譲受人は尾道市であり、この度申請地を借り受け、保育園の園庭として使用したいというものです。
この申請については、2月5日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号36番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。
所在は浦崎町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、89㎡の転用計画です。
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。
譲受人は福山市に本店を置く、主に宿泊業などを営む法人であり、この度申請地取得し、ホテルまでの進入路を設置したいというものです。
この申請については、2月10日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号37番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。
所在は御調町植野の1筆、地目は雑種地、農振農用地区域外、658㎡の転用事案です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、平成5年から10年にかけて旧御調町主体で土地改良総合整備事業を行っており、農地区分は第一種農地に該当いたします。
転用目的は資材置場用地で、事業用資材及び車両置場です。
借受人は申請地の近隣に事務所を置く土木工事業を営む法人で、資材置場の不足のため、法人代表者が所有している申請地を法人が借り受けて、事業用の資材や駐車場として利用するというものです。
本件は、令和4年8月19日付けで農用地区域内農地の不許可の例外として3年間の一時転用許可を受け、現在資材置場用地として使用しております。
申請者は、3年間の一時転用期間中に事業目的が達成できる農用地以外の代替地を検討しておりましたが、適地が見つからず、やむなく本申請地を選定したもので、令和6年11月に農用地区域からの除外決定を受け、この度一時転用ではなく、恒久転用として申請されたものです。
農用地からの除外後の農地区分は、区画整備事業が施行されていることから第一種農地となりますが、本件は農地法施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る。）」として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。
この申請については、2月5日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。
なお、本件は第1種農地の転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなっております。

申請番号38番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は御調町大町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、834㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、中国横断自動車道尾道松江線尾道北インターから300m以内に位置することから第3種農地に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル158枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は岡山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。本件は、FIT制度の対象外の事業となっております。

この申請については、2月5日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で申請代理人立会のもと、現地調査を行っております。

申請番号39番から42番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は39番から41番が賃貸借による権利の設定、42番が売買による所有権の移転です。

所在は御調町市の全7筆、地目は田、農振農用地区域外、合計4,084.32㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場132区画が計画されています。

本件は、尾道市による道路改良事業「市道神貝ヶ原線」の工事に伴うもので、工事の範囲に公立みつぎ総合病院の職員駐車場が含まれており、駐車場の不足が見込まれることから、この度申請地を借受及び取得して、職員駐車場として整備するというもので、特定盛土規制法による許可が見込まれております。

この申請については、2月5日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

なお、本件は3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなっております。

申請番号43番から45番につきましても、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容はいずれも売買による所有権の移転です。

所在は因島田熊町の全5筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計1,760㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場39区画が計画されています。

譲受人は因島中庄町に事業所を置く病院事業を営む法人で、この度病院統合に伴い、職員及び来院者の増加が見込まれることから、申請地を取得して、既存の駐車場を拡張したいというもので、特定盛土規制法による許可が見込まれております。

申請番号46番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島三庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、213㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、進入路及び駐車場3区画が計画されています。

譲受人は隣接地に自己の家屋を所有しておりますが、車両進入路がないことから、この度申請地を取得して、進入路及び駐車場として宅地と一体的に利用したいというものです。

なお、譲受人は現在、通院の都合により広島市に住所を置いておりますが、定期的に因島に帰省していると伺っております。

43番から46番の申請については、2月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号47番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の10筆、地目は畑及び宅地、農振地域外、合計759㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場5区画が計画されています。

譲受人は、同町内に事務所を置く土木建築業などを営む法人ですが、事業用の車両置場が不足していることから、この度申請地を取得して、駐車場として使用したいというものです。

申請番号48番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、140㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、事業敷地の拡張及び駐車場が計画されています。

譲受人は因島大浜町に事務所を置き、また隣接地で福祉施設の運営を行っている、障害福祉サービス事業などを営む法人です。この度申請地を取得して、事業敷地の拡張及び駐車場として宅地と一体的に利用したいというものです。

申請番号49番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、341㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は共同住宅用地で、宿舍1棟、建築面積137.00㎡、進入路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は船舶修繕業を営む法人の代表者であり、この度申請地を取得して、従業員用の宿舍を建築したいというものです。

47番から49番の申請については、2月6日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号50番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町垂水の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、243㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、庭敷及びプレハブ倉庫が計画されています。

譲受人は広島市在住ですが、瀬戸内海の島の景観に魅了され、この度隣接する空家を取得し、セカンドハウスとして利用することとなり、申請地を庭敷や倉庫置場として宅地と一体的に利用したいというものです。

この申請については、2月6日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号51番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町名荷の1筆、地目は雑種地、農振地域外、316㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積101.02㎡、駐車場4区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は現在の借家が手狭となったことから、申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

この申請については、2月6日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、隣接する農地所有者等に対し事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、隣接所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、太陽光事業が周辺地域と調和のとれた事業となるよう、申請人に対しては引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号32番から51番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になり次第、許可決定することといたします。

	また、申請番号３７番及び３９番から４２番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。
議 長	次に、議案第８号「農地法第４条の許可事業計画変更申請について」及び議案第９号「農地法第５条の許可事業計画変更申請について」は関連案件のため、一括で議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第８号及び第９号、農地法第４条及び第５条の許可事業計画変更申請について、ご説明いたします。 （議案第８号、議案第９号を議案書をもとに説明） この申請につきましては、農業委員会で審議し許可済みである案件に対して、転用事業の完了前に転用目的や事業主の変更など、当初の計画に変更が生じた場合に必要となる申請でございます。 別紙にて、議案８・９号を一括で説明する資料がありますのでご覧ください。 申請番号１番、所在は瀬戸田町荻の全４筆、地目は介在畑、面積は合計１，２９４㎡のうち、３２０．２７です。 変更内容は、当初の転用目的及び転用面積を変更したいというものです。 申請地の５条については、住宅建設の目的で、令和４年６月２９日付けで農地法第５条の転用許可を受け、計画者が取得いたしました。 取得後直ちに工事に着手しようとしたましたが、排水の計画がうまくいかず、令和６年５月２８日付けで３筆を農地法第４条により合併浄化槽、および露出配管の設置について転用許可を受けました。 その後、住宅設置場所の再検討を行い、この度住宅の建設場所の変更及び面積の変更を目的として、本件申請地の事業計画を変更し、住宅を建設したいというものです。 この申請については、２月７日、米田委員、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。 （補足説明、質問、意見なし） ないようですので、農業委員による採決に入ります。 議案第８号、申請番号１番及び議案第９号申請番号１番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （挙手多数） 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
議 長	次に、議案第１０号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。

それでは、議案第10号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第10号、申請番号7番から14番を議案書をもとに説明)

申請番号7番から9番については隣接する一団の農地のため一括で説明します。

申請地は栗原町の全13筆、現況地目は山林及び原野、面積はそれぞれ1,546㎡、501㎡、693㎡、併せて2,740㎡です。

利用状況は、平成10年ごろから高齢等の理由により耕作を放棄し、現在は雑草や雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、新尾道駅から300m圏内にあるため第3種農地、市街化調整区域です。

この申請の農地については、申請は1月にありましたが、12月に相談があったことから、1月7日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林及び原野に判定されました。

申請番号10番、浦崎町の1筆、現況地目は宅地、面積は657㎡です。

利用状況は、昭和30年頃に住宅を建築し、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、2月10日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号11番、浦崎町の2筆、現況地目は山林及び雑種地、面積は合わせて1,375㎡です。

利用状況は前者は昭和63年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している、後者は昭和59年に隣接地に居宅を新築した時から進入路及び浄化槽を整備し、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、2月10日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林及び雑種地に判定されました。

申請番号12番、御調町下山田の5筆、現況地目は雑種地及び宅地、面積は合わせて864㎡です。

利用状況は、現況地目が宅地の筆については昭和以前から境内地として、その他については昭和55年頃から参拝者のための駐車場として利用されている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域 用途地域外です。

この申請については、2月5日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地及び宅地に判定されました。

申請番号13番、向東町の1筆、現況地目は山林、面積は241㎡です。

利用状況は、昭和60年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、2月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号14番、瀬戸田町林の8筆、現況地目は山林、面積は合わせて3,269㎡です。

利用状況は、平成24年以前から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

前者5筆については農振農用地区域内農地ですが、農振農用地区域の端に位置しており、山林化し、農地として再生するには困難であることから、農用地区域から除外しても当該地域の農業振興に影響はないということで、除外見込みです。

他3筆については、農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域用途地域外です。

この申請については、2月7日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

事務局

それでは、議案第 12 号 改正前農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）について、ご説明いたします。

（議案第 12 号、申請番号 3 番から 73 番を議案書をもとに説明）

説明については、新規就農分の申請番号 3 と 4 番のみとさせていただきます。
経営規模の拡大などによる新規分の申請番号 5 から 29 までと、利用権の設定を更新又は利用権の設定が終わって 1 年未満に新たに利用権の設定を行うといった更新分の申請番号 30 から 73 までは説明を省略させていただきます。

申請番号 3 番、土地の所在は瀬戸田町高根の 1 筆、面積は 1,275 m²の畑です。
権利の種類は賃貸借権の設定で、賃借料は物納で、全体でぼんかん 40～50 kg、利用目的は果樹、契約期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日です。

借受人は、因島原町在住の新規就農者で、伊予柑・不知火・ぼんかんの栽培を行う予定です。

この申請については、2 月 7 日に植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定について問題ないものと確認しております。

申請番号 4 番、土地の所在は瀬戸田町垂水の 2 筆、合計面積は 1,772 m²の畑です。
権利の種類は使用貸借権の設定で、利用目的は果樹、契約期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日です。

借受人は東広島市に住民票はありますが、瀬戸田町垂水に居住している新規就農者で、柑橘の栽培を行う予定です。

この申請については、2 月 7 日に米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定について問題ないものと確認しております。

以上、説明を省略させていただきました新規・更新分を含め、これら全て改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

新規就農については、現地調査を行っておりますので、担当委員さんから補足説明があればお願いします。

その他、質疑等があればお願いします。

（補足説明、質問、意見なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号 3 番から 73 番は、原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（2）「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 号の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産
課職員

農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項によって、貴会の意見を求めます。

今回は6件21筆についてです。

これからご説明するのは、この度のいわゆる利用権設定の更新及び新規追加分にあたるものですが、地域計画が公告されている御調地域のため、農地中間管理機構を介した貸借へ切り替わるものです。

借受人は全て地域計画に位置付けられた担い手となります。

番号1番、御調町貝ヶ原の1筆、535㎡です。

農地中間管理機構から転貸後は水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までです。

2件目、番号2から11番、御調町丸門田の10筆、合計8,826㎡です。

転貸後は水稻及び大豆の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権と物納の賃貸借権で、存続期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までです。

3件目、番号12番、御調町本の1筆、1,204㎡です。

転貸後は野菜の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までです。

4件目、番号13から15番、御調町植野の3筆、6,440㎡です。

転貸後は水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和7年4月1日から令和15年12月31日までです。

5件目、番号16から17番、御調町大田の2筆、1,351㎡です。

転貸後は水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までです。

6件目、番号18～21番、御調町津蟹の4筆、5,710㎡です。

転貸後は水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和7年4月1日から、18番が令和12年12月31日まで、19～21番が令和17年12月31日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定をすることに決しました。

農林水産課の方、ご苦労様でした。

議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第5号から第9号までを一括して審査を行います。

	農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。
各委員	(活動状況報告：省略)
議 長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦勞様でした。